

する必要があると考えます。従いまして最高裁判所のとられました態度については、この規則の憲法上の問題はすでに十分討議決定されていることと存じますので、この説に対する最高裁判所の御意見を承つておきたいと考えます。

〔角田委員長代理退席、委員長着席〕

○本問説明員 この施行規則が憲法違反であるかどうかということをきめるのは、結局最高裁判所の大法廷において具体的に問題になった場合にきめられる問題だと思います。まだその点は裁判所のケースに現われて来ておりません。従つて最高裁判所の法律解釈的なオースリティーを持つた判断は、まだできておりません。但し裁判官会議においては、この規則が憲法違反でないということを前提としなければ、今のような決議が成り立たないことと私は思います。お説の通りだと思ひます。

○佐竹(晴)委員 私はこの点については議論があると存じますけれども、これはその内容に触れられませんでしたので、これ以上申し上げることを省略いたします。進んでこの誤判事件がいかなる理由に基いて起つたものであるのか、單なる裁判官の失策であるのか、それとまたい失策にしろ、最高裁判所があまりにも過重なる任務を背負い過ぎておつて、目が行き届かなかつたのであるか、あるいはいはいわゆる調査官裁判なるものが今日實際に行われておつて、調査官に何もかもまかした結果、ついその方面でやつておることが正しいと思つておつたところ抜かつていた、こういうような結果こういう

誤判事件が起つたものか、その誤判事件の起りました由来について承りたいと存じます。

○本問説明員 私は最高裁判所において、今お話の調査官裁判というような実情のもとに判決をしているのではないかと思います。調査官が裁判官の命を受けて各種の調査をいたしておりますが、それはすべて裁判官の指揮命令のもとにやっておりますのでありまして、調査官の意見を十分としないような判決が時々あるということを、ほのかに裁判官から承つておりますから、決して調査官まかせの裁判をしておるといふようなことはないと思います。ある裁判官のごときは、自分の意見を先に考へておいて、参考に調査官の意見を聞くという人もあります。従つてあるい

は世間で言われるがごとく、調査官も
かせにしておくからだというようなこ
とは、真相を十分にしないがためにそ
ういうことが言われているのだらうと
思つております。それからこの事件が
こういふふうには持続するように起きた
のはまことに遺憾なのでありまして、
間違つて来る。ちやうど野球の場合に、
一人がトンネルをやると、二人、三人
ずる／＼トンネルをやることがある。
その問題についても、弁護士議論が
そも／＼初めから問題を非常にそらし
た形になる。それを各方面がみなトン
ネルをしたというようになつて、ま
つた／＼不慮のこういふ間違ひとい
うものがよく世間で起るやうなぐあい
に起きてしまつたというやうなことで
ないかと思ひます。しかし判事の負担
が非常に重いということは、これは前
回の大審院時代の事件とその場合にお

ける判事数とを比べて考えてみると、今の最高裁判所の判事の負担は非常に重いと考えられております。これは事件数が多くなれば自然注意力も散漫になるといふような形が幾らか手伝つたのではないか。たとえば今年の九月末現在において、最高裁判所においては民事、刑事の審理が合計三千三百三十七件あります。そのうち二千六百九十九件が今年の一月から九月までの間に判決した部分であります。残りが一千七百七十五件というようにたくさんありまして、一人の負担部分が百何件という大量の事件を持つておりますから、仰せのように、負担部分が多いがために注意が十分をこまでまわりかねるという事情は大いにあとと私どもは考えております。

○佐竹(晴)委員　調査官にまかせ切りにして、いわゆる調査官裁判になつたのでこういつたことになつたのではないかと、判事の負担が非常に重いために、信頼する調査官にある程度まかせるということが余儀ない状態にあるのではないかと、ということが一つ、しこうしてただいまの事務総長の御答弁によりますれば、判事と調査官との間に意見を異にするものもあるということを受りましたが、しかしそれは内部のことであつて、いかに意見の相違がございまいしやうとも、結論としては判事の意見なのであります。従つて反対の意見を持つておるような調査官を信頼しよう道理はないのであります。が、それを信頼したということとは、結局判事といたしましても自分と同意見である、そしてこの調査官にまかせておけば間違はないという見通しがついてのことであらうと存じます。

す。事務が非常に多忙であつて、そこであの調査官ならば自分とは意見の相違がない、そしてこの点については間違ひがない、そこで判を押す。これは裁判におきましても、あるいは行政においてもそうであります、いわゆる官判というものが通用いたしております。調査官を置いて、そうしてこれに信頼することができぬで、判事が徹頭徹尾全部調査をしなければならぬということになれば、これはもう調査官という制度をおよしになつた方がよろしい。信頼ができればこそ置いておられるに相違ない。そこで信頼のできるところの調査官を置いて、ある程度これ

の他を調べて来い、あるいは外国のそれに関する判例を調べろ、学説を集めろというようなことであります、裁判官と調査官とが意見が一致したとしても、決して調査官を必要としないという考えではなし、信頼して使つております。しかし信頼したからといって、みなその通りまかせきりに官判を押しているということでは決してございせん。今の調査官の任務はもっぱら内外の判例、学説、その問題に関する法律上の点を調査するのでありますから、やはり裁判官の補助としてそういうものは別個に入用なわけであります。

に依存するということが現状であり、
そうしてそのことのために誤りがあつ
たといいたしますならば、一人の裁判官
のそれは過失の問題にあらずして、全
機構の問題であり、制度の問題である
というような議論が出ざるを得ないと
存じますが、そういう程度にまで至ら
ぬところの、これは單なる裁判官だけ
が責任を負わなければならぬような状
態のもとにおける誤判であつたかどう
か、それとも機構それ自体にいろ／＼
な難点があるために起つたところの事
案であるか、この見わけをひとつ私は
聞きたいのであります。

○本間説明員 さつき私が調査官と
裁判官が意見が違ふと困るということ
を申し上げたのは、決して裁判官は調
査官まかせにして盲判を押ししているの
じやないということを申し上げる趣旨
でございまして、同じような意見にな
ることもちろん多いだろうと思いま
す。

それからさらに調査官は裁判官から
命ぜられて、この問題に関する判例そ

それから制度といいたしましては、こ
れは最高裁判所ができてわずかに二年
半にようやくならんとしておるような
状態で、最良の制度として出発したわ
けであります、いろいろ事件の集ま
る程度が非常に多くなるとか、そうい
うようなことを考慮しながら、時々こ
れが改良に関しては觀察し、研究しな
ければならぬと思つておるのでありま
して、一つの大切な国の制度でありま
すから、そういう問題については裁判
所においてもまた法務府においても、
お互いに連絡しあつて十分研究しつづ
めるのであります。入用であつたら、
また国会にその点を報告して、しかる
べく立案をしていただかねばならぬ段
取りになるかもしれません。今のところ
はとにかく出発早々の際であり、ど
ういう点に欠点があり、どういう点に
いい点があるかということについての
試験期にありまして、今はつきりした
意見が最高裁判所にきまつておるわけ
では決してございません。

それからこの裁判の間違ひは、調査

官まかせにしておつたから、そういうことになったのだらうというようなお考えが大分あるようであります。しかし千八百人の下級裁判所の判事がみな間違ひなくやつておることでありますから、制度という問題よりも、一種の偶然なミステークということじゃないかと思ひます。

○佐竹(晴)委員 本件について調査官の調査に信頼したことが何か関係があるとは思ひませんが、それとも本件については調査官の調査に何ら関係ない、こうおつしやるのか、これをひとつ承つておきたいと思ひます。

○本間説明員 本件に関してどういふ調査をして、それを第二小法廷の合議に提供したか、その点は合議の内容で私どもも聞いてみませんし、また聞いても報告が得られるかどうかわかりません。これは裁判官がその事件に関してその部を構成している各判事と合議を相当長くみなやつておりますから、十分研究したのであらうと思ひます。調査官との調査の振合いの関係は私どもにはわかりません。

○佐竹(晴)委員 私のお尋ねしたいのは、ただいま事務総長のお話の通り、調査官は内外の判例、学説等を調査する補助機関であるというのが本来の使命のようであります。

さてこの施行規則に関する内容について調査研究せよといったようなことについては、これは問題になることではないと存じます。従つて内外の判例学説等の調査を命ずる補助機関であるといふことになれば、この最高裁判所がみづからつくつた施行規則について、何か疑問があつて研究せよということであるならばともかく、そうでござい

ませんので、従つてこれは調査官に調査せしめる何の必要もないことだと存じます。しかるに本件がはしくも調査官裁判のよろしくない点が暴露されたのだといふたようなことが世間に伝えられておりました、その伝えられるところによれば、調査官がこの施行規則の適用を逸脱した判決文を書いて、それを裁判官が見てよろしいといつて判をついた。それがために調査官裁判のよろしくない点が暴露されたのだといふたふうに伝えられておりますので、そこでこの調査官の調査が本件裁判に何か関連があるかどうか、つまり今度の誤判事件と調査官の調査の関係がどのようなものであつたかといふところを、私は聞きたいわけでありまして、そこがその実情がわからぬというのでありますので、でき得るならば御調査をいただきまして上に、他日承ることでござればけっこうと存じます。それはやはり国家機構、裁判制度といったようなものに関する問題でありますから、同時にそのことがやはり司法行政に関する問題といたしまして、責任問題とからまつて参りました、考慮すべき関係だと考えますので、その点を他日でつこうでありますから承りたいと存じます。

続いてお尋ねをいたしたいのは、裁判官会議の性質、それは法律に根拠を持つところの会議と存じますので、その裁判官会議なるものはいかなる性質を持ち、どういふ範囲においけるかなる権限を持つておるものであるか。世間に伝えられるところによれば、最後の結論が結局道義的なことを要望したにすぎないと言つて、いかにも道義的なものとしてお扱いになつておる。し

かし私はこれは單なる道義的な問題にあらずして、法律的根拠を持つた裁判官会議としてのその権限に基く決議の結論を、誤判をいたした四判事に通告したことであらうと思ひますので、その法律上の性質並びに効力及び道義的要求であるかどうかといふたような点について、関連いたします諸事項を承りたいと存じます。

○本間説明員 先の方の佐竹委員の質問について、私は調査官は内外の学説、判例を調べるといふことを申し上げましたけれども、それは大きな仕事ではそういうものがあるものであります。が、具体的事件に関して調査するといふことになつておりますから、決してそれはかりに限られたものではありません。たとえば上告論旨に關して調査して、自分の法律的意见を述べるといふようなことはもちろん調査官の仕事でありますから、この事件に關して、この上告論旨は規則第三條の三号に該当するからいけなひのだといふようなことは、もちろん調査してさしつかえないのであります。この事件には調査官の仕事はないではないかとおつしやつたけれども、それは私が内外の判例と申し上げたからで、具体的事件に關しては、皆意見を述べることになつておりますから、やはり調査官がこれに關與して十分意見を述べ余地はあつたのだらう、こう思ひます。

それから裁判官会議であります、裁判官会議は裁判所における司法行政の最高機関であつて、司法行政権を行使するところの会議体の行政官庁である、こゝういふことになつております。最高裁判所は全国の裁判官を監督する権限を持つておるのでありますから、

前回のこの問題に対する最高裁判所の決議は、一方においてこの事案に対して、七月十七日當時においては、懲戒手続の申立てをするという司法行政的監督処置をとることはまだ必要はないといふ意味において、法律的な決定を含んでおるのであります。だからその後の情勢、その後の考えで、これは懲戒の申立てをすべきものである、こゝう思う場合においては、また裁判官会議において、懲戒の申立てをするといふことは一向さしつかえないわけであり、これは懲戒手続に値し過ぎるのだといふことを言つたわけでありまして、だから、やはり法律的な決定であつて、單に道義的なことばかりではないのであります。それから多少道義的なことを附加することは、監督機関として一向さしつかえないことだと私どもは考えております。

○佐竹(晴)委員 最高裁判官會議において決議されました内容は、先ほど承るところによれば、裁判官の使命、性格、責任の重要性等にかんがみて、單なる懲戒手続では足らず、その職を引くべきものであるという結論のようでございます。いわゆる任意に善処することとを要望されたのは、その趣旨と存じます。そこでこの事案がはたして辭職に値する事案かどうか、職をなげうたなければならぬ程度の事案であるかどうかといふ点が一番重大な問題と存じます。もしも最高裁判所裁判官會議において、ただいま御説明の通り、法律的根拠を持つた司法行政の最高機関の決議として、それは職を引くべきものであるという結論に到達いたしましたとするならば、必ずこれを遂行せ

しむるだけの威力がなければならぬと存じます。そういう決議はしたが、それに応じないとそれきりになるということになるといたしますならば、最高裁判所の裁判官會議はまったく面目まらふべしになります。法律上の根拠を有し、單なる道義的なものではなく、法律上司法行政の最高機関として、その権限内においてこれだけの決議をなし得るものとして一旦決議をされた以上は、これは必ず遂行されなければならぬ。それができなかつたときには一体いかなる結果になるか。もしもそれに服しなくても何ともすることができぬといふことになれば、裁判官會議が負けたといふことになります。そんな筋の通らぬ、法律上に根拠を持つ司法行政の最高機関なるものはあり得よう理がありませぬ。最高裁判所の裁判官會議が司法行政の最高機関としての権限を有するならば、必ずこの決議の内容を実行する方法がなくてはならぬと存じます。いまにこれが行われておらぬように聞きます。これに對していかなるお考えをお持ちになるか承りたいと思ひます。

○本間説明員 この決議の後半の方は、自発的に善処と書いてあるものであります。初めから善処を強制するといふような考えを持つておりません。初めからそれを強制させるという意思はないのであります。やめなひ場合があつたとしても、別に裁判官會議がどうするといふこともなければ、それを強制することもないために、權威を失墜するといふようなこともないのではありませんかと考えております。これは結局各自の道義的な判断にまかしてこの場合の出処進退を決すべきものであると

いう趣旨だと私もは解釈しておるの
であります。この当時の事情の下にお
いてはそうありますが、さらにただ
いま訴追委員会においてそういうもの
を調査しておるということでありま
す。ほかに方法がないというような場
合には、裁判所としては、行政的な
し得るものは懲戒手続よりほかない
と思つております。従つてそういう場
面に際会することが起つて来るかもし
れないと思つております。だからこの問
題について、最高裁判所が、まだ終局
的に事を処理したわけでは決してな
いと思つております。

○佐竹(晴)委員 強制させる意思がな
い、ただ単に自発的に、道義的に辞職
を勧告するということは、これは越権
ではないかという議論が出て参ります
。そういう決議をしたが向うさんが
聞かなかつたというが、法律上に根拠
がある司法行政の最高機関として、そ
の有する権限内において決定したこと
であるならば、それは実行のできるも
のでなくちやならぬ。実行のできる範
囲内においてのみ、権限を有するもの
であると解すべきではないかという議
論が起つて参ります。もし強制させる
意思がなかつたといふしなすならば、
そのときには最高裁判所裁判官会議と
しては決議をしない、つまり法的決
議をしない、裁判官会議においても
任意の申合せをして、同じ同僚として、
君はこうするのが適當ではないかとい
うことを道義的に勧告することは、こ
れはけつこうだ、向うさんには道義的
にその出所進退を決すべきことを要求
しておるかかわりませぬけれども、要
求する基本は、司法行政の最高機関の
決議として法律の根拠に基いてなさつ

た、この間に私は重大なる矛盾があ
り、かつそういうた任意の進退問題ま
でも、法律上にものを言わせて決議を
するということ、はたして合理的な
ものであるか、あるいはまた合法的な
ものであるか、あるいはまた合理的な
ものであるかという疑問を私は持たざ
るを得ないのであります。そういう道
義的關係のものについてまで、司法行
政の最高機関として決議をなすこと
の法律上の権限を有するという根拠
を、ひとつお示し願ひたいと思いま
す。

○本間説明員 この裁判官会議は、各
裁判官が自分の考えを四人の裁判官の
前に披瀝いたしまして、四人の裁判官
に参考意見を提供したものであつて、
決してだしぬけにこういふことを決議
したというものはありません。めい
めいがきよは人のことであつても、
あすは自分のことになるのだから、自
分がこういふふうな間違ひをした場合
において、私はこういふふうにした
と思つて、そういう建前においてこの
問題を扱つて、そうしてその意見を陳
述して、四人の裁判官に参考意見を提
供したわけでありまゝです。しかし裁判官
会議の全体としてどういふ意見になる
のか、それはまとめてみなければわか
らないのでありまして、従つて決議に
するよりしかたがないというわけで、
こういう決議をしてはいけないという
ようなこともないと思ひます。すべて
の裁判官は、新しい裁判所が出来るに
際して、国民から最も信頼を受ける
ようにしなければいかぬ、その点につ
いてはおよそ間違ひのあつたような場
合に自分の職を賭する、それだけの注
意をもつてやつておるということ、こ
の際にはつきりして、裁判所に対する国

民の信頼を得なければならぬ。なお
一方において、下級裁判所の判事が誤
判をしたりすることのないように、こ
の際気分を振盪させるといふことを、
上の裁判官としては考えなければなら
ないのじやないか、こういうようなこ
とをシリヤスに考へて、そうして自分
だつたらこうするといふ意見を参考に
供して、それをひとまとめにするため
にこういふ決議体になつただけで、決
して裁判官会議の決議が逸脱してお
るとも考えられません。というのは、一
方法律的な意味において、今の状態に
おいては懲戒手続をしないという文句
がそこにある。その理由を、今の責任
に関する各自の意見を理由の形におい
てまとめたわけ、この決議が違法で
あるというふうなことは、決してない
と思ひます。これが行政官庁であつ
て、単独の官庁であつたならば、そ
ういふような意見はいくらも述べるこ
とがあるじやないかと思ひます。

○佐竹(晴)委員 法律上権限のない事
項について、司法行政の最高機関とし
て決定することができるといふこと
は、私はどうしてものみ込めません。
もしもプライベートに、同じ裁判官同
士であるからただ意見を出し合せて、
その結果をひとつ参考にしよといふ
ならば、——法律決議などにならな
らずに任意に友人として忠告をなさる
ならこれはけつこうであります。いやし
くもそれを決議をなさいます以上
は、その決議は司法行政に関する最高
機関としての法律上の決議でありま
す。ところがその決議は四判事によつ
て拒否されていかんとすることがで
きぬというのでは、これは何という威
信のないことでありましよう。これは

より以上に最高裁判所の威信にかか
る重大問題である。いわんややうい
うことが憲法違反だなど言われるに
至りましては、その派生する問題がよ
り重大になつて来ることを覚えずには
いられません。ただいま事務局長のお話
によれば、これはまったく偶然のミス
テイクである。野球の場合、一人がゴ
ネルをやる、ほかの者がついて来
るようなことがある。まづたふ不慮の
誤りである。人間たれか不慮の誤りを
犯さないことがありましようか。そん
な偶然なミステイクであるといふこと
がはつきりしておりますものを、最高
裁判所の裁判官会議においてこれを葬
つてしまふなければならぬといふほど
これは重大でありましようか。四判事も
唱えております通り、道義的責任は感
ずるのだ。誤判についての責任も、法
律上の責任も感ずるのだ。しかしその
程度がやめなければならぬ程度のもの
でないものである。たとえば減俸を言
渡すべきものであり、あるいは譴責に
値するといふ程度の事案であつたとき
に、汝はやめよ、こゝ来れば、それは
あなた方の決議は度を過ぎておるとい
ふことは言わざるを得ないのでありま
すが、しかし司法行政の最高機関とし
ての決議であるとなれば、最高の権威
を持つておるはずで、その相手方が文
句の言ひ得る道理もございませぬし、
また文句の言われぬ状態において決
議がされなければならぬと思ひます。

決議して見たが向うさんが文句を言
う。従つて何ともならぬといふので
は、これは先ほど御説明になりました
司法行政の最高機関としての決議であ
ると私は受取れません。單なる友人
としてのプライベートな勧告ならばと

もかく、そうでなしに司法行政の最高
機関としての決議であるとするなら
ば、その決議事項は遂行されなければ
ならない。遂行されぬことが決議さ
れ、向うさんの拒否にあつたにかかわ
らず、いかんともすることができな
い。これではもうまづ法律上の存
在の意義はありません。私はもしそん
なことだといひますならば、裁判
官会議が法律上の根拠を有し、司法行
政の最高機関であるといふ御定義は、
みづから御撤回になつたものと解釈す
るよりほかにありません。私はこの結
果は、最高裁判所においてこれがどう
なるかわかりませんが、もしこれが罰
俸程度のものであつたといひました
ならば、あるいはまたこれがもし譴責
ぐらいで済むのであるといふことにな
つたといひましたならば、どうなる
でありましようか。そうするならば法
律上許された最高限度は罰俸程度であ
つた。しかるに最高裁判所の裁判官会
議ではやめる、こゝ言つた。これは越
権じやないかという議論がおのずから
起つて来る。この議院におきまして
も、登院停止たとえば三日に値する事
案について、それをお前は議員を辞職
せよといふことを決議をもつてしたと
いふことになれば、それはいかなる根
拠に基いてそういう決議をしたか、こ
れは法律上きわめて重大な問題になつ
て来ると思ひます。従つてこの点をな
お十分明らかに願ひたいと思ひます。

○花村委員長 ちよつと佐竹君に申し
上げます。裁判官の報酬等に関する法
律の一部を改正する法律案のため、大
蔵大臣がお見えになりましたが、大蔵
大臣は御承知のごとく、予算委員会そ
他のため急がれておりますので、本案

のバック・ペイについても、予算の方
がとられておるかどうかというよう
なことをちよつとお伺いいたします。

○池田國務大臣 今度昇給の措置をと
りました判事補の方々につきまして
バック・ペイの問題であります。私
は算聞にしてそこで検討いたしてお
りませんが、多分その昇給の規定が施
行になりましたから後のことじやない
かと思つております。詳しいことは、
調べまして御返事させていただきます
と思います。

○山口(好)委員 もう一点、もしその
予算の点において裁判所及び検察庁、
法務府の予算がこれを現在のもので許
すとすれば、このバック・ペイを考え
まして、この委員会において本法案を
修正して、さかのぼつて支給してもら
う、こういうふうなことに對しまして
の關係筋との見通しといひましよう
か、もし予算が許しますならば、そう
いうことについては大蔵大臣として関
係方面との交渉の見通しいかんとい
うようなことを承りたい。

○池田國務大臣 聞くところによりま
すと、この問題も相當審議をしたそう
であります。従いまして、ただいま私
のお答えできます範圍は、施行後昇給
ということで御賛成を願いたいと思
っております。

○山口(好)委員 最高裁判所の説明員
にお願いするのでありますが、この前
最高裁判所の事務総長に御要求して
いたものでありますが、現在判事の十五
級の一号、月額二万四千円支給されて
おります人々は何名くらいありますし
うか。

○本間説明員 それはこの前申し上げ
ましたが、百人くらいあります。

○山口(好)委員 そうしますと、この
判事の十五級俸の定められました当時
の国会の速記録を見ますと、ちやうど
鈴木法務總裁でありましたが、この判
事の十五級一号というのはごく特別の
者に限つて適用をいたす、そしてそ
の運用の方法によつて檢察官の俸給と
のバランスをとるというようなことが
書いてありますが、檢察庁の方から出
ております表を見ますと、二万四千円
を受けております特俸の人は八名とい
うことになっております。この檢察庁
の方の八名と、裁判所側の百名とい
うのは、受けます人数において著しい差
がありますが、この点はどういうふう
にお考えでしょうか。

○本間説明員 これは前に俸給に関す
る法律のできる際に、原案の方は、検
察官についての一号は、判事の二号俸
であつた。それに特別な俸給をそこに
加味するに際して、特に人数を考慮す
るといふのが、法務府の方のお考えで
あつた。ところが私は思います。私
ども最高裁判所の方といたしましては、
この一号俸については、單に年限、年
齢その他そういう一定の規格の基準を
考へるほか、そのうちから特別のもの
をバック・アップして、そして一号
俸を給與するように、慎重に裁判官會
議を開いて、一号にするか、しないか
をきめて、ほかの場合よりは一層慎重
な手続をしておるような次第でありま
す。その大體の代表的なものとして
は、地方裁判所の所長、これと同格の
その後できた家庭裁判所の所長、それ
から高等裁判所の裁判長、そこらは前
に控訴院長だつた人もあり、大審院の
部長であつた人があり、おのずから特
殊な尊重する立場にある能力その他を

考へて、そんなふうに分當てたのであ
ります。私の方は何人という制限がな
かつたのであります。それから檢察庁
の方はその際何か制限があつたとみえ
まして、八人なり十一人ということに
なつてゐるのじやないかと思ひます。
従つてそこに差があるのは、自然の成
行きになつた次第であります。別にふ
しぎじやないわけですが。

○山口(好)委員 ふしぎでないと言
へばそれまでの話であります。勤務年
限、年齢などを比較いたしますと、裁
判所の方の平均年齢は、一号を受けて
おりますのは、約五十五歳と表に出
ております。それから檢察庁の方の關係
を見ますと、二万四千円というの、や
はり平均五十五歳に出ております。大
学を出るときも、どちらかといへば先
に出ておるといふような人が、一方は
裁判所におりますためにずっと上の俸
級を受ける。同じ学校を出て、同じよ
うな経歴で、一方は檢察庁にゐるため
にずっと低い俸給をもらつてゐる。結
局こういうふうな著しい差等ができて
いるのであります。これをやはり現在
の段階におきましては、ある程度バラ
ンスをとつて行かなければ、治安維持
の方面については非常な支障が来され
るのではないかと思ひるのであります。

○本間説明員 二万四千円とつて
いる人が百名もある。片方は、同じく
平均五十五歳の人が八名しかさうい
う高額の俸給をもらつてゐる人はない。
こういうふうなことにあります。こと
は、やはり非常に均衡を得ないとい
う感を國民にも與へると考へるのであ
ります。今度裁判所側から御希望にな
つております、この上の方の昇給がで
きなければ、特号として二万六千円とい

う号を設けてもらいたいというふうな
お考えであります。二万六千円とい
う特号ができれば、結局この百名あ
るいはそれ以上の人がまたこの二万六
千円というものに昇給されるようなこ
ともなるのではないでしようか。こ
れは結局資金ベースが上つたにつ
いて、上の方の裁判官の俸給をそのま
まベースに從つて上げる、よろしく新
千円というものがここにできると、
非常な多額の、しかも多数の新しい昇
給者ができまして、予算面においても
非常な膨大なものが必要になつて来
る。こういう結論になるのじやないで
しようか。

○本間説明員 ただいま御質問の、二
万六千円という特号を設けるとするな
らば、今お話のように百人を全部特号
にするといふのは、部内においても異
論があると思ひます。私どもの予想で
は、十人くらいのところをそれに該當
するようになつてはならないか。そ
んなに百人もすぐ特号にするといふよ
うな問題は起きない。その一号の中
においても、大正四年ごろの卒業者もあ
り、よほど若い者もある。こういう形
でありますから、その古いところの、
そして能力のある者を十人内外、特
号にもししていただくと思へば、そこ
に該當するのではないかと考へてお
ります。従つて予算の面においても
平均二万四千円であつて、一箇月二
万、年にして二十四万円、三十万円内
外の予算で、予算面上は大して困るこ
とはない、こう考へております。

○山口(好)委員 裁判官に対する号俸
の適用というものは、大體最高裁判所
の専權に屬しておるよう思ふのであ
りまして、ほかから一向掣肘を受けて
おらない。号俸の適用については、そ
ういふ点で最高裁判所の専權に屬する
といふようなところから、一部の人の
の間では、裁判所の予算の使ひ方、こ
の号俸の適用の扱ひ方などが、必ずし
も妥當でないのではないかと、さうい
ふことが言われるのであります。こ
の号俸の適用について、何人に何号俸
を支給するかというふうなことは、ど
ういふ方法で決定されておるのだ
うか。

○本間説明員 大體においては在職年
数といふようなことが基準であります
けれども、その在職年数にあつても、
能力のないような人は、在職年数があ
るために上げるといふようなことはな
しません。むしろ制限しておるような状態
であります。最高裁判所が俸給を支給
するについて、非常にかつてなことを
やつておるような印象のもとに御質問
でございますが、予算の面においては
何号俸は何人、何号俸は何人というよ
うに非常にきつて制限され、そ
の關係において、最高裁判所はかつて
な給與をしておるといふわけでは決し
てありません。給與局その他の方の意
見は十分に予算面に反映されて、非常
にきつておるやうな状態です。私
ども上げたいと思ふやうな場合も上げ
られないやうな状態ですから、予算面
において御援助いただきたいと思つて
おる次第であります。

○山口(好)委員 もう一点、裁判所の
關係でありまして、その行ふところの
職務が、裁判所のもので従事するの
はなしに、いわゆる事務の方面、事務
職員の方でやはり裁判官と同じような

号俸によつて支給を俸給されておる方があるようであり、これはやはり裁判官として支給されておるのであります。それとも他の法的根拠によりまして、事務職員ではあります、何か裁判官と同じ待遇を受けるというより、なことでやつておるのであります、その辺を伺いたい。

○本間説明員 裁判官は司法行政を行うことになつておりますから、そういう立場において、裁判でなく、司法行政面に判事をして仕事をしてもらうということができるわけであり、十分に司法行政に關して能率を上げ得るような事務官が外部から来るような時代には、もちろん喜んでそういう人に司法行政事務のことをやつていただくわけであり、まだその時期に到達しないために、ある部分は判事をして司法行政事務をやらせておるといふことがありますが、それに対しては、判事でありながら判事の給與を出してあります。その数はそうたくさんありません。三十七、八人だろと思ひます。ちようど法務庁において検事が相當数司法行政事務をやつておると同じような關係で、われ／＼としては現在の段階において、司法行政事務について判事の知識能力の援助を受けなければならぬものが多々ある実情をござらんくだされば、十分おわかりになると思ひます。

○山口(好)委員 そうしますと、それは裁判官が兼任しておるわけですか。
○本間説明員 兼任という形もつておりません。たとえば最高裁判所事務総局の刑事局長の仕事を命ずる。だからある意味において、実質上は兼任みたやうであります、刑事局長の職を命ずることを命ずる、あるいは刑事局付を命ずるというやうな形をとつております。調査官については、判事あるいは判事補をもつて調査官に當てる、こゝういふことになつております。それは裁判所法にそうできておりますから……。

○花村委員 ほかには御質疑はありますか。

○花村委員 先ほどは先ほどの誤判事件に關する質疑を続行いたします。

○本間説明員 裁判官會議といふものは、各裁判官を監督する権限を持つております。従つて監督の仕方は、法律的なことでばかりでなく、十分官吏として考えなければならぬところの道義上のことに触れることは、一向さしつかえないと思ひます。従つて裁判官會議の権限の問題としては、御意見があるやうでござりますが、最高裁判所の裁判官會議においては、あれはもちろん権限の範囲内だと考へて決議されたことと思つております。なお裁判官の減俸といふことは、憲法上で保障しておりますから、ありません。従つて彈劾裁判所なり、訴追委員會なりは、佐竹委員のおつしやつたやうなことが減俸に相當するといふやうな場面は起きて来ないだらうと思ひます。この問題は、結局各裁判官のこの事案に對する大きな間違ひと考へるか、輕い間違ひと考へるか、その点と、もう一つは、各裁判官の責任に關する人格判断の相違から来たことであります。手続においては別に違法とか、憲法違反といふやうなことはないと私も思つております。

○佐竹(晴)委員 法律的問題のみならず、道義的な点に觸れてもよろしい、こゝういふお話であります、もちろんこゝういふことに觸れることはさしつかえないであり、しかし決議をもつていたした以上、その議決といふものが法律的根拠をもつて法律的な効力があるものといひます。ならば、それは最高裁判所の決議といひまして、また司法行政の最高機關としての決議といひまして、その遂行のできないやうな決議といふものは、どうして私どもは想像することができないのであります。そこで最高裁判所の裁判官會議において、道義的に見てやめるべきものであると決定をした。ところが道義的にやめない、またやめさせる方法がない、その決議をもつてはやめさせる方法がない、それは懲戒裁判所とかいふほかの機關が別の決定をするならば別であります、その裁判官會議においてはさういふことができないといひますと、せつかく道義的にやめるべきものと決定したが、決定された人々はやめないといふことになる、結局最高裁判所には非道義的な人が裁判官としてがらばつておるといふことを天下に表明する結果になりましよう。さういふ結論に相なります。しかもこれをそのままにしておかなければならぬといふことでございます。ならば、これはゆゆしき問題だと私は考へます。そこでまだ問題は残されておるとおつしやいますが、今度は裁判官會議において、それではひとつ懲戒裁判へ訴追をしようといふので訴追したといひます。ところが、その懲戒裁判所において、罷免に値しない事案であると決定されたらどうでありましようか。もし罷免に値しない事案であるといふ決議をいたしたといふことになる、裁判官會議は、罷免に値する事案であるといふ前提のもとに、あなたはやめなさいといふことを言つておるのでしよう。罷免に値しない事案であるといひますならば、辭職をせよといふことは言わぬでしよう。罷免に値する事案だといふので、人間的にあなたは辭表を出すのがよろうとやうておる。ところが権限をもつた懲戒裁判所においては、罷免に値しない決議したといふことになる、最高裁判所の裁判官會議は、罷免に値しない事案について、お前はその職を引けといふことを法律上に根拠があるといふて、司法行政の最高機關として決定したといふことになる。それではなはだ越権ではないか。憲法違反ではないかといふ議論がおのずから起きざるを得ないと思ひます。もしも裁判官會議においてやめると言うにかかわらず、懲戒裁判所においてやめる必要はない、こゝういふ決定をしたといふことになる、最高裁判所の裁判官會議は面目まるつぶれになると同時に、要求のできないことを要求して破れたといふことになりましよう。さうしてその決議をされた四判事は、非道義的人物であると烙印を押されておつたが、いや必ずしもさうではない。やめろといふ要求に応じないからと言つても、非道義的ではない。その人はとどまつておつてよろしいといふことを懲戒裁判所において認めたときは一体どうなるか。そうならば、逆に裁判官會議で決議した人々は、全部責任を負わなければならぬでしよう。やめるに及ばないことに対してやめると言つた。と

ころが正当な機關でやめるに及ばぬといふことになつたら、最高裁判官會議の人々は責任を持つて、みづからがやめなければならぬやうな事態に陥るおそれはないか、私はこの点についてさらに承つておきたいと思ひます。

○本間説明員 道義的な判断であり、すから、ある人はやめるにふさわしいといふ良心を持つてゐるし、ある人はそれには及ばぬといふ程度の考への人もあるでしようから、さういふ道義的問題については法律判断と違ひまして、各人の良心において判断することであるから、いろ／＼差別があつたところであつてもふしぎじゃない。いろ／＼批判があつてしかるべきだと思つております。

それから裁判所みづからが過失をいたしましたとき、その過失は小さいもので、何ら責任はないものであるといふ態度をとる裁判所よりも、やはりみづから責めることが重く、まことに國民に相済まなかつたといふことを感ずることにおいて裁判所の価値は上るかもしれない。それが逆の場合よりは、その方がむしろ裁判所としてはその価値が上るではないか、結局權威を失墜することはないと思ひます。私は外部からそれは大したことではないと言つて、とき／＼人間だから法律の誤判はあるんだ、たゞ／＼間違つてもちつともさしつかえない。心やすく裁判所で仕事をしてもらいたい、間違ひのあるのをあえて問わないからと國民から言つていただければ、裁判所は非常に氣をやすくして、ありがたひ次第であります。しかし裁判所みづからの口からそんなことは、それがあたりまえだ、法律に觸れない限り、法律の承認

さえ受けておれば便々としていつまでもやつておられるのだというのを、裁判所側から皆さんに申し上げるという立場ではない。どこまでも裁判所はみずから責め、みずから反省し、誤判のないように心がくべきものだと考えておるのであります。

それから責任の負い方について、罷免にあらずんばあとは懲戒戒告だけである。しかし分限法の規定によれば、いつでも裁判官は辞表を出してやめられるのであります。その辞表において、私は誤判をいたしましたからその責任を負つてやめたいと思うという辞職理由を書いて出せば、これはりつぱな辞職理由だ、りつぱな責任の負い方である。従つてそういう点に心をいたして、裁判官が裁判官会議において適当な善処の方法があると思われたいというのを言つたところで、決して監督機関として行き過ぎたことでもなければ、それに基いてそういう結果を来さない場合においても、裁判所の權威を失墜したとは私は考えておりません。裁判所はそれほど謙遜な態度をもつて、国民に対して裁判所の中にこういう四人の裁判官があるということを知らせていただけは、国民にいくらかの信頼を得るゆえんではないかと考える次第であります。

○佐竹(晴)委員 許されれば間違ひをやつてもいいんだという、国民が許す。またそういう見地に立つて私は一言も言つていない。責任はとれと言つておる。ただ問題は程度だと言ふのです。どんな裁判をやつても、どんな間違ひをしても、それは国民が許すなら、裁判所はまことに気やすいとい

う。とんでもないことです。お笑ひになることじやありません。私どもは責任のあることは、これを認めなければならぬと存じます。程度の問題だと思ひます。たとえば先ほど申しました通り、衆議院におきまして除名に値しない事案、たとえば登院停止二、三日で済む事案について、院議をもつて君はやるべきものであるという決議案を出して決議をしたらどうなりましう。決議をするのは自由だ。道義的なことなんだからかたてだ。それは言えるかも知れません。けれども相手はこれに承服しない。そこで登院停止二、三日に値する事案について、なんじやめるといつたときに、私はやるわけに参りません。責任はとります。しかし登院停止二、三日に値する事案でありますから、せつかくであります。がやるわけに行きませんと言つたときに、やるわけに参らぬと言ふならば、あとでそれを懲罰にしたところが、登院停止三日になつたならば、前の院議のなんじやめると言つたことは、度を越しておつたと言つたことは、何人が言つても言えるでしよう。あなたはやめなさいという、それくらい強いたところへ出るときには、必らずそれはやめさせるに値する事案である。長年にわたり、数十年の経験を経るにつて、一切もうその職から離れるという、それほど重大な、それほど程度の高い法律上の責任を負わなければならぬ事犯を犯したときに、初めてあなたは進んでやるべきである。私どもが法律的にあなたの首を切るということと同僚として忍び得ないから、私どもはあなたを首切る前に、あなたが進んで辞表を出しになつてはいかがであ

るかというのならば、道理は通ると思ひます。ところが戒告なり何かに値する事案であつたときに、なんじやめるべしという決議をしたならば、それは行き過ぎではないか、そこでもし懲戒裁判所においてやるに値しない事案であるという決議が行われたときには、最高裁判官会議において、なんじやめるべきものであるという道義的責任を追究したことは行き過ぎになるのではないかということを私は聞いておる。今一度承りたいと思ひます。

○本間説明員 裁判官会議においてあの決議をした意味は、その際の裁判官の発言の模様を承ると、私がこのやうな間違ひをいたしましたらやめまうという意見を述べたように思ひます。あなたやめなさいという意見を言つた人は一人もありません。私だつたらやめまう。その趣旨を決議に表わしたものであると私は考えております。それから合議体の行政機関におけるお互い同僚の意見は、非常に尊重すべきものである。何事にもやはり同僚として知り合つておるのであるし、世間のだれよりも事情を知り合つておる。その一緒にやつている同僚の意見は大いに尊重すべきものじやないか。これは大学における自治が教授会においてよく議論になつて、お互いに意見を述べておりますが、はなはだそれに類似しております。同僚の一員としてその機関を構成するものとしての意見を十分述べ、それを全体としてまとめるためにそういう決議をしたのでありますから、道義的に考へてそうするのがよければおやめになるのがよろう。こういう意味でありますから、そういうふうに感じ

ない人にとつては、一向そういうことが実現しなくても、決議した人にとつて責任があるとかいう問題はないと思ひます。これは各裁判官がいつかそういうふうになつたら、いろ／＼考えることだらうと思つております。

○佐竹(晴)委員 最高裁判所の裁判官会議は、自分だつたらやめるといふ意思を機械的に集めたただけだおつしやいますけれども、しかし先ほどの御報告によれば、とにかく決議としたというのです。そして、善処を要望するという意思表示です。自分の頭ではこういうことを考へておるといふ單なる觀念を集めただけじやない。その結果あなたはやめるに値するということを要望しているのです。要求しているのです。あなたはやるに値する事案を犯したのだ、道義的に辞表を出してやめなさい、あなたは懲戒裁判にかけて首を切るのは同僚としてしのび得ないのだ。従つてあなたは自発的におやめになつたらどうかという趣旨であるとした解釈ができません。もしそうでなければ、あなたが戒告程度で済む事案だけれども、しかし戒告程度の事案でもない、ぼくだつたらやめるかもしれないというやうなものであるかもしない。ならば、これは決議にすべきものではない。なるほど今おつしやつた通り、同僚の意見はまことに尊重すべきものであり、あなたがたいことでもあります。従つて同僚同士で忠告してもよろしうございましょう。これを最高裁判所の裁判官会議という、司法行政の最高機関としての決議としてなさらずに、正規のものでなしに、單に個人的に多数の者がこういう意見なんだから、あ

なたはこうなさるのがよろうという忠告をなさいますことはけつこうでありますけれども、いやしくもここに法律上に根拠のある裁判官会議として決議をいたしました以上は、そこに法律上の根拠がある要求でございますので、その要求はきわめて妥當なものでなければならぬ。それが度を過ぎたものであるといたしますれば、その度を過ぎたことを決定した者の過失とならざるを得ないと私は存じます。この点についてなお私申し上げたい点もありますが、今日はほかに会議がございますので、これ以上多くを申しません。惜しむらくは事務総長は、みずからこの決議に参加された方でありませう、事務的にものをお扱いになられたと思ひますので、はなはだ私は遺憾に存じます。でき得るならば次に長官においでをいただきまして、最高裁判所長官にその当時におけるほんとうの實情を承り、私どももほんとうに赤誠を吐露いたしまして、どうあるべきかというそのあり方について、私は意見の交換をすることができれば幸いだと思ひます。特に私が申し上げておくのは、判事の擁護をしようなどということはいささかも考へておりません。私は責任を追究すべきものであるという見地に立つております。ただしし度を越しておるかおらぬかが心配であります。そこでこれは度を越したものでございませぬ。これは何をどうござらぬになつても、やるべき性質のものでございまして、程度について、裁判官会議に現れたいろ／＼の實情をひとつお話し願ひまして、これはどうしてもやめるべき性質のもので、罷免に値する事案だということを御説明いた

だきますならば、私どもは非常に満足
をいたしますと同時に、そのことによ
つて、最高裁判所の裁判官会議でま
ことに妥当な決定をなされたものとい
しまして、私どもも胸をなでおろしま
すと同時に、賛同をいたします。今の
事務総長の話を聞いてみますと、何
しら私どもが四判事の擁護の立場に立
つて論じておるかのごとく見て、それ
をしまいにせせら笑つて答えるとい
うのは、私どもの心中を察せざるも
なはだしいものである。私どもはも
と真剣にそれらのことを考えておる。
私はできませんならば、この問題につ
いて長官においでをいただきまして、真
に罷免に値する事案であつて、この裁
判官会議は適当である。あなたも安ん
ぜよという御説明をいただきましたら
ば、非常にさいわいと存じます。私は
これで打ち切ります。

○角田委員 関連して、この際事務総
長に今の佐竹君の質問に関連して、た
だ一点伺いたいと思います。
先般の決議で懲戒以上だという結論
を出されて善処せられた。その善処
というのは、私どもだつたらやめるよ
りほかになんかというところが善処だとは
思わない。やめるか、または他にこ
ういう方法があるか、または他にお考えに
なつて、いわゆる善処というお言葉を
使われたのであるか。それともまた善
処ということはやめるだけのことを指
しておるものであるか、この機会に
承りたい。

○本間説明員 私の承るところによ
ると、善処というのは必ずしもやめるこ
とばかりではないと聞いております。
その方法は、国民がこの過失について
納得の行くような弁解の得られるよう

な方法があれば、幾らでもその方法は
考えていただいてよろしい、こういう
ふうに私どもは承つております。
○角田委員 その弁解の方法はどうい
うふうな方法でとられることをお考え
になつておりますか、その点をお伺い
いたします。

○本間説明員 私は十分その場合々々
を盡しておりませんけれども、国民全
体に対して謝罪して、私はまことに不
敏のいたすところであつて、こういう
間違ひをいたしました。今後は十分注
意するから、そういうことのないよう
にしたいということのみんなの納得の
行くような方法によつてやるといふこ
となんです。その方法については
私は具体的に考えたことはありません
が、何かあるだろうと私は思つており
ます。

○花村委員 これはなかなか重大問
題でありますから、私も今の佐竹君の
質問に関連して一言承つておきたいの
ですが、裁判官会議で決定せられたこ
とは、裁判官の意見をまとめる申合せ
の程度でなくて、裁判官会議の意思を
表明する意味の決定でしょうね。

○本間説明員 さようでございます。
裁判官会議の意思を決定したものであ
ります。

○花村委員 そこでその裁判官会議
の議論のうちで、懲戒に付すべしとい
う意見と、自発的に善処を求むべしと
いう意見とが対立して、相当論争せられ
たという話ですが、結局懲戒に付すべ
しという意見が少数で、自発的善処を
求むるという意見が多数を制してその
ような決議をしたという話ですが、そ
れはいかがでしょう。

○本間説明員 その通りでございます。
○花村委員 ところで先ほど角田君が
お尋ねになりましたが、自発的善処を
求めるという意味がはっきりしないよ
うですが、少くとも観念としては懲戒
よりは重いという意味の責任を問うた
のであるか、あるいは軽いという意味
の責任を問うた趣旨でありますか、要
するに責任の所在を明らかにして、そ
の結論を生み出すということだけで
から、従つてその前提において、その
責任の価値を考えなければならぬとい
うことは当然のことなんでしょうか、従
つてその自発的善処を求むといふのは
懲戒よりも軽い意味の重む、重い意味
なのか、それはどうでしょうか。

○本間説明員 それは重い意味と私ど
もは考えております。

○花村委員 重い意味ですか。

○本間説明員 重い意味です。それは
懲戒に値する。こういう意味です。重
い意味です。

○花村委員 そうすると懲戒より重
いといへば、結局退職するといふ以外
にはないと思ひますが、そうですか。

○本間説明員 お答えいたします。こ
れは私は会議には列しておりましたけ
れども、会議のメンバーではありませ
んから、私の意見というものはその中
に入つておりません。ただ会議に列し
て皆さんの御意見を聞いて、そういう
ふうな解釈しておるわけなんです。あ
りまして、辞表を提出するなかば最も善
処の中の重要な部分だと聞いておりま
す。従つて辞職することとなるものは、
善処の中の非常に大部分を占めてお
ると思ひます。なお特殊の判事は、善処

なる場合を組合せてみたら、何百種
も出て来るということをおつておる人
もありましたから、その他のこともい
ろいろあるのじやないかと思ひます。
別にはつきりした説明はその際聞いて
おりませんから、けれども辞職する
ことが、その大多数の場合に一番重要
な分子を占めておるといふことだけ
は、私は確かだと思ひます。

○花村委員 そうしますと、懲戒処
分以上の責任を問う、こういう御説に
基くと、これはやはり道義上の責任と
は解釈できぬじやないですか。それは
どうでしょうか。懲戒といふことは、要
するに法律上の責任を問ふことな
るから、それよりも重い意味を含めて
あるのだといふことであれば、それは
道義上の責任を問ふといふことは趣
旨が違ふと思ひますが、どうですか。

○本間説明員 まことに御説の通りで
ございますが、それは面が違ふ、法律
的な面における責任と、道義的な面
における責任でありますから、重いと
いへば重し、軽いといへば軽いこと
になる。面が違ふから、正式に言うな
らば比較することにはいきません。但し世
間では戒告ぐらい受けておるよりは、
やめた方が責任を重くとつたといふ、
そういう常識から、重いと云つただけ
の話で、これを学問的に言つたなら
ば、面が違ふから比較できません。こ
ういふことに言わなければならぬこと
になるだろうと思ひます。

○花村委員 結局やめるやめない
は、本人の自由意思にまかせるといふ
ことなんです。やめない場合には
それで責任は問われないのだ、こうい
う結論になるわけですね。

○本間説明員 それはやめなかつた

きはどうするといふことは、まだあの
会議においては私はきまつていないと
思つております。だからやめないこと
がはつきりと確定したならば、またあ
らためて考えるのじやないかと私は想
像しております。

○花村委員 それはいかに考えられ
ても、要するに裁判官に関する道義的
責任を除いた以外の法律上の責任は、
御承知のように彈劾法によるか、しか
らずんば分限法によるか、そのいづれ
か一途を選ぶことよりほかに方法がな
いことは明瞭です。従つて道義上の責
任ならば別であるが、もしも法律上の
責任を問ふといふことになれば、その
裁判官会議において懲戒に付すべしと
いう意見は述べ、しかもその理由も相
当強く主張された裁判官もあるといふ
お話ですが、その意見が棄られて、自
発的善処を求むといふ結果になつたと
いふことになれば、すでに懲戒に付す
べきやいなやの責任追究の問題は決せ
られて、それは懲戒に付すべきではな
いという意見がそこに確定した、こ
ういふことになれば、今後においてそれ
をさらに懲戒に付すべしという論は出
て来ないように思ひますが、どういふもの
ですか。

○本間説明員 そういふ意見も成立つ
かもしれません。道義上の責任は、自
発的にそういう責任をとることであり
ます。それから法律上の責任は、よそ
から責任を押しつける――よそからあ
る分限を押しつけるべきじやない。こ
の場合においては、最高裁判所の裁判
官として、よそからそんな責任を押し
つけるべきものでなく、みずから責
任をとるべきものだ、こういう立場で

あの決議がなされております。さらに裁判官がみずから責任をとることをしない、よそから責任をつけてくれ、こう言つてゐる場合においては、そうするほかにないか、こう思います。これも成立はしないか、こう思います。これは各裁判官がいろいろ考えてくださることですが、必ずしももう道義的の責任は負わないんだから、よそから押しつける責任は不問に付したんだということに結論づけたい意見も成立つのではないか、こう思つております。

○花村委員長 ほかに御質疑はありませんか。――なければ、ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○花村委員長 速記を始めてください。

ほかに御質疑があれば、本日はこの程度において散会いたします。

午後四時一分散会